主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人表権七の上告趣意について

所論第一点は、判例違反をいうけれども、所論引用の大審院判決は、恐喝罪に関する限り、すでに当裁判所の判例(昭和二七年(あ)第六五九六号、同三〇年一〇月一四日第二小法廷判決、刑集九巻一一号二一七三頁、昭和三一年(あ)第四六九号同三三年五月六日第三小法廷判決、刑集一二巻七号一三三六頁)によつて変更されたものと認められるから、所論引用の大審院判決は刑訴法四〇五条にいう判例に当たらず、適法な上告理由とならない(なお、最高裁判所の意見が大審院のした判例に反する場合において、その裁判は、最高裁判所裁判事務処理規則九条六項によつて、小法廷ですることができる。)。

同第二点は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四三年四月一八日

最高裁判所第一小法廷

#\W = #\W =

裁判長裁判官	長	部	建	丑
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健 一	- 郎